

7 陳 情 第 2 4 号	神宮外苑地区再開発にかかる権利変換及び基本協定書に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	令和7年9月11日受理、令和7年9月25日付託
陳 情 者	新宿区_____
	代表 _____

(要 旨)

- 1 神宮外苑地区再開発に関し、新宿区の廃道宅地化部分の権利変換が行われることが、近く計画されていますが、権利変換の同意の前に、権利変換案を区民に縦覧し、パブリックコメントをとるよう、新宿区に求めて頂くようお願いします。
- 2 2024年10月に新宿区が三井不動産と結んだ神宮外苑地区再開発に関する基本協定書では、廃道宅地化部分の代替資産として、現神宮球場付近にできる道路と建設されるビル内の保留床を得ることになっていますが、絵画館前の広場の土地を代替資産として得て、そこを防災公園とするよう、新宿区に求めて頂くようお願いします。

(理 由)

- 1 区民財産に関する重要な決定であり、公有財産審議会にかけるとはもちろんのこと、区民の意見を聞くことが必要と考えるため。
- 2 2024年10月の協定書で代替資産として得ることになっている道路やビルの床の一部の近辺は港区に近接しており、新宿区民は住んでいないので、そこに道路やビルの床を得ても区民のメリットは少ないため。それであれば絵画館前の土地を得て、そこを失われた建国記念文庫に匹敵するような緑豊かな防災公園にした方が、区民のメリットは明らかに大きいと。